

# 日本女子大学家政学部通信教育課程規程

昭和31年4月1日  
制 定

改正	昭和50年4月1日	昭和57年4月1日	昭和60年4月1日	昭和61年4月1日
	昭和63年4月1日	平成元年4月1日	平成2年4月1日	平成3年4月1日
	平成4年4月1日	平成5年4月1日	平成6年4月1日	平成7年4月1日
	平成8年4月1日	平成9年4月1日	平成10年4月1日	平成11年4月1日
	平成12年4月1日	平成13年4月1日	平成14年4月1日	平成15年4月1日
	平成16年4月1日	平成17年4月1日	平成18年4月1日	平成19年4月1日
	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日	

## 第1章 総 則

**第1条** 本学家政学部通信教育課程（以下「通信教育課程」という。）は、主として通信の方法によって家政学及び基礎・教養の諸科目を指導するとともに、本学の教育精神の普及と徹底につとめ、教養の向上と文化の進展をはかることを目的とする。

**第2条** 本通信教育課程は、前条の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動等の状況について、不断の自己点検及び評価を行う。

2 前項の自己点検及び評価の実施体制については、別に定める。

**第3条** 本通信教育課程に、次の学科を置く。

児童学科、食物学科及び生活芸術学科（被服及び住居）

**第4条** 本通信教育課程の収容定員は、次のとおりとする。

家政学部	入学定員	3,000名
	収容定員	12,000名

**第5条** 本通信教育課程の修業年限は4年とする。ただし、10年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、学生が希望し、かつ、家政学部教授会の議を経て、学長が認める場合は、前項に規定する年限を超えて在学することができる。

## 第2章 教職員の組織

**第6条** 本通信教育課程の授業は、原則として本学の教員がこれに当たる。

**第7条** 家政学部教授会は、本学学則及び家政学部教授会規程に基づき、通信教育課程に関する事項について審議する。

**第8条** 本通信教育課程の責任者として、通信教育課程長を置く。

2 家政学部通信教育課程長規程は、別に定める。

**第9条** 家政学部教授会に、家政学部通信教育課程学務委員会（以下「学務委員会」という。）を置く。

2 家政学部教授会は学務委員会に通信教育課程に関する次の事項の審議を委託する。

- (1) 教員人事に関する事項
- (2) 教育に関する事項
  - (イ) 教育課程、授業科目又はこれに準ずるものに関する事項
  - (ロ) 学生の入学、編入学、学士入学、休学、退学、復学、転学科、再入学、試験、卒業及び資格認定に関する事項
  - (ハ) 学生の奨学金制度に関する事項
- (3) 学生の指導に関する事項
- (4) その他学事に関する事項

**第10条** 学務委員会は、次の委員をもって構成する。

通信教育課程長（以下「課程長」という。）、家政学部通信教育課程関係学科長及び家政学部児童学科、食物学科、住居学科、被服学科、家政経済学科より各1名の計5名。

2 家政学部長は学務委員会に出席して発言することができる。

- 3 課程長が必要と認めた場合、基礎科目委員会並びに教養教育委員会の委員に学務委員会への出席を求めることができる。
- 4 学務委員会は、課程長が招集し、その議長となる。
- 5 学務委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 学務委員会の議決は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 学務委員会の議決は、家政学部教授会の承認を得なければならない。

**第11条** 本通信教育課程の事務機関として、通信教育・生涯学習事務部通信教育課を置く。

### 第3章 教育課程

**第12条** 授業科目は、基礎科目、教養科目、学部共通科目、学科科目、軽井沢卒業セミナー、教職に関する科目、司書教諭に関する科目とし、単位制とする。

2 授業科目は、教科書授業（テキスト科目）又は面接授業（スクーリング科目）いずれかにより開講する。

**第13条** 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。通信による授業については、これに相当する教材の履修をもって1単位とする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

**第14条** 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

**第15条** 基礎科目（外国語）は、卒業するために、8単位を修得しなければならない。

- 2 基礎科目（情報処理）は、卒業するために、2単位を修得しなければならない。
- 3 基礎科目（身体運動）は、卒業するために、2単位を修得しなければならない。
- 4 教養科目は、A（地球市民をめざして）、B（よき生をもとめて）、C（知と感性を磨く）の3系列からなり、卒業するために、3系列からそれぞれ2単位以上、合計24単位以上を修得しなければならない。
- 5 学部共通科目、学科科目（必修・選択）は、卒業するために、次の単位を修得しなければならない。

学科	学部共通科目	学科科目		合計
		必修	選択	
児童学科	6	18	52	76
食物学科	6	42	28	76
生活芸術学科	6	26	44	76

- 6 前項の授業科目の種類・単位数及び履修方法等については、各学科の定めるところによる。
- 7 軽井沢卒業セミナーは、卒業するために、2単位を修得しなければならない。
- 8 自由選択科目は、基礎科目（外国語）、教養科目、学部共通科目、学科科目のうち、卒業に必要な単位を超えて修得した単位から、卒業するために、10単位を当てるものとする。

**第16条** 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、所定の単位を修得しなければならない。

**第17条** 本課程の各学科で取得させることのできる教育職員免許状の種類（免許教科の種類を含む。）は、次のとおりである。

学部	学 科	免許状の種類	免許教科
家政学部	児童学科	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
	食物学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保 健 家 庭
生活芸術学科	生活芸術学科	中学校教諭一種免許状	家 庭
		高等学校教諭一種免許状	

**第18条** 司書教諭の資格を得ようとする者は、所定の単位を修得しなければならない。

**第19条** 学生が本通信教育課程の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について

修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

**第 20 条** 学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本通信教育課程における授業科目の履修とみなし、本通信教育課程の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

**第 21 条** 学生が本通信教育課程に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本通信教育課程の定めるところにより本通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本通信教育課程に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本通信教育課程における授業科目の履修とみなし、本通信教育課程の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学・学士入学、転学等の場合を除き、本通信教育課程において修得した単位以外のものについては、第 22 条及び前条第 1 項により本通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

#### 第 4 章 入学、編入学、学士入学、転学科、休学及び退学

**第 22 条** 学士の学位を得ようとする者は、正科生として入学しなければならない。

**第 23 条** 正科生として入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 次の各号の一に該当する者は、本学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる。

(1) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したものの

(2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了したものの

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(5) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したものの

**第 24 条** 編入学又は学士入学を希望する者は、正科生として入学することができる。

2 編入学又は学士入学に関する事項は、通信教育課程編入学・学士入学に関する規程に定める。

**第 25 条** 入学の時期は、4 月又は 10 月とする。

**第 26 条** 入学を希望する者は、所定の入学願書に、別に定めるところの書類及び出願時納入金を添えて願い出なければならない。

**第 27 条** 前条の入学志願者については、書類選考の上、入学を許可する。

2 前項の規定にかかわらず、課程長が必要と認めた場合、面接等の方法による選考を行うことがある。

**第 28 条** 学生が姓名を改め、又は居住地等を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

**第 29 条** 本学の通学課程又は他の大学に転学科しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

**第 30 条** 本通信教育課程により修得した単位は、本学の通学課程における単位と互いに転換することができる。

**第 31 条** 病気その他やむを得ない理由により休学しようとする者は、所定の期間に学長に願い出なければならない。

2 休学期間は、年度の始めを起点とする 1 年単位とする。

3 やむを得ない事由により継続して休学しようとする場合は、休学期間満了前に所定の休学願を提出しなければならない。

4 休学期間は、通算して 4 年を超えることはできない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

第32条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その旨を学長に願い出なければならない。

第33条 退学した者が再入学を願い出たときは、これを許可することがある。

2 再入学に必要な事項は、通信教育課程再入学に関する規程に定める。

第34条 本課程の正科生は、同時に他の大学等に学生として在籍することはできない。

### 第5章 学習指導

第35条 授業科目の履修に当たっては、所定の期間内に登録しなければならない。

第36条 学習指導は、教材の配付又は指定、質疑応答、報告課題解答並びにこれに対する添削指導及び面接授業その他適切な方法により行う。

2 補助教材として、機関誌等を発行し、学習指導を行うことがある。

第37条 学習活動を行おうとする学生は、所定の期間内にその健康状況について申告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定の授業科目の受講を希望する場合は健康診断書等所定の書類を提出しなければならない。

第38条 教科書授業科目にかかる教材は、別に定める配本基準により、履修登録した科目について配本を行う。

2 教科書授業に関する質疑は、所定の質問票により行う。

3 履修する教科書授業科目については、所定の課題に対する解答を提出し、添削指導を受けなければならない。

4 正科生が1学年あたり登録できる教科書授業科目数は20科目を上限とする。

5 教科書授業科目にかかる学習指導の一助として、本学校舎及び全国各地において、面接指導、講習会等を行い、また、印刷物等を配布することがある。

第39条 面接授業は、夏期、土曜、集中、夜間及びその他の種類に分けて行う。

2 面接授業科目を履修するためには所定の期間内に受講にかかる費用を納入しなければならない。

3 面接授業科目実施に当たり、人数調整等を行う必要が生じた場合は、別に定める基準により行う。

### 第6章 成績の評価及び単位の授与

第40条 成績の評価は、科目修了試験及びスクーリング最終日の試験等により、通学課程と同一程度において、所定の期日・場所において行う。

第41条 科目修了試験は本学校舎及び全国各地において、別に定める実施要綱に基づき年間5回実施する。

2 1回の科目修了試験で受けられる授業科目数は4科目を上限とする。

第42条 科目修了試験を受けることのできる授業科目は、第38条の規定に基づき、所定の期間内に報告課題について合格し、かつ、受験の届け出を行ったものに限る。

2 科目修了試験の成績は、合格(A<sup>+</sup>、A、B、Cの4段階)及び不合格とする。

3 科目修了試験を欠席した場合は「評価なし」とし、不合格とする。

4 報告課題の評価を第2項の成績に含めることができる。

第43条 スクーリングの成績は、合格(A<sup>+</sup>、A、B、Cの4段階)及び不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の科目については、合格に段階を設けないものとする。

3 出席不足又は試験欠席の場合は「評価なし」とし、不合格とする。

4 前項の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない事故により、所定の試験を受けられなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

第44条 成績の評点及び評価の基準は、以下のとおりとする。

合 否	合 格					不 合 格		
	評 価	A <sup>+</sup>	A	B	C	P	F	X
評 点		100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	合 格	59点以下	評価なし
評価の基準		到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	到達目標を十分に達成できている優れた成績	到達目標を達成できている成績	到達目標を最低限達成できている成績	段階なし	到達目標を達成できていない成績	評価なし

第45条 科目修了試験及びスクーリング最終日の試験等に合格した授業科目については、その授業科目所定の単位

を与える。

- 2 前項の成績は通知する。
- 3 科目修了試験の不合格科目については、再度試験を受けることができる。

## 第7章 卒業

**第46条** 本学家政学部通信教育課程に4年以上在学し、第15条に従い所定の単位を修得した者には、家政学部教授会の議を経て、学長が卒業を認め学士（家政学）の学位を授与する。

## 第8章 科目等履修生

**第47条** 第14条に掲げる授業科目のうち、一部の授業科目のみ履修する目的で入学する者を科目等履修生という。

- 2 科目等履修生を、次の各号のコースに分ける。
  - (1) 教育職員免許状等の取得を目的とする者（資格コース）
  - (2) 教養又は自己研鑽等を目的とする者（教養コース）
- 3 科目等履修生（資格コース）は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 教育職員免許状を有しかつ大学入学資格のある者
- 4 科目等履修生（教養コース）は、第23条に規定する大学入学資格を有する者でなければならない。
- 5 科目等履修生は正科生の教育に支障がない場合、選考のうえ、入学を許可する。

**第48条** 科目等履修生の在学期間は、1年とする。ただし、所定の手続きを経て1年度に限り延長することができる。

**第49条** 科目等履修生は、履修しようとする授業科目を選定し、所定の手続きを経て履修の許可を受けなければならない。

- 2 履修しようとする授業科目の選定は入学時のみとする。

**第50条** 科目等履修生は、履修した授業科目について科目修了試験を受けることができる。

- 2 科目修了試験に合格した場合は、授業科目所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生として修得した授業科目及び単位は、第46条に規定する授業科目及び単位に換算又は認定しない。

**第51条** 本課程の科目等履修生に限り、第34条の規定にかかわらず、同時に他の大学等に学生として在籍することを認める。ただし、別に定めるところにより、当該在籍大学等の承認を得られた場合に限る。

## 第9章 学費

**第52条** 入学を志願する者は、入学選考料11,000円を納めなければならない。

**第53条** 入学を許可された者は、入学金30,000円を納めなければならない。

- 2 編入学、学士入学を許可された者は、編入手数料10,000円を納めなければならない。
- 3 学生教育研究災害傷害保険料140円を納めなければならない。

**第54条** 授業料は年額120,000円とする。授業料は1カ年分を前納しなければならない。ただし、事情により2期に分納を認めることがある。

- 2 休学中の授業料は、免除する。ただし、休学科（年額20,000円）を納めなければならない。
- 3 学費を納めることを怠り、督促を受けてなお納めない者は、除籍することができる。

**第55条** 科目等履修生の学費は次のとおりとする。

- (1) 選考料 11,000円
- (2) 入学金（登録料を含む） 30,000円
- (3) 履修料（年額・1単位につき） 6,000円
- (4) 継続料（在学期間延長者のみ） 10,000円

- 2 教材費・実習料等が生じる場合は全額自己負担とする。

**第56条** 面接授業、卒業論文審査、教育実習等の受講を許可された者は、所定の学費を納めなければならない。

**第57条** 軽井沢卒業セミナー、研究会、講習会等については、実費を徴収する。

第58条 納入した学費は、原則として返戻しない。

第59条 経済状況の変化に応じて、本章の学費を改定することがある。

#### 第10章 学則等の準用

第60条 学年、学期、賞罰、奨学制度その他本規程に規定しない事項については、本学学則のほか本学諸規程を準用する。

##### 附 則

- 1 本規程は、昭和31年4月1日から施行する。
- 2 第8章中聴講生に関する規定は、昭和29年4月1日に遡って適用する。
- 3 本規程は、昭和47年7月6日より改正施行する。(日本女子大学家政学部通信教育規程を日本女子大学家政学部通信教育課程規程に改称)
- 4 本規程は、昭和50年4月1日より改正施行する。(授業料変更に伴う改正)

##### 附 則 (授業料等変更に伴う改正)

本規程は、昭和57年4月1日より改正施行する。

##### 附 則 (授業料等変更に伴う改正)

本規程は、昭和60年4月1日より改正施行する。

##### 附 則

- 1 本規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 特修生に関する規定は、昭和63年3月31日までの間、なお従前の例による。

##### 附 則 (授業料等変更に伴う改正)

本規程は、昭和63年4月1日より改正施行する。

##### 附 則 (選考料等変更に伴う改正)

本規程は、平成元年4月1日より改正施行する。

附 則 (教育職員免許法改正・一般教育課程教授会廃止・全学教授会廃止・休学期間の取扱変更・入学金改定・事務組織名称変更・その他現行規程の一部変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第31条の適用は、平成2(1990)年度入学生からとし、平成元(1989)年度以前の入学生は、なお従前の例による。

##### 附 則 (授業料等変更に伴う改正)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

##### 附 則 (学位、授業料等変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第31条の適用は、平成2(1990)年度入学生からとし、平成元(1989)年度以前の入学生は別に定める移行規則による。

##### 附 則 (学校教育法施行規則一部改正に伴う改正)

この規程は、平成4年10月1日から施行する。

##### 附 則 (聴講生・科目別履修生の入学資格、授業料変更に伴う改正)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

##### 附 則 (履修科目の登録及び科目試験受験条件・授業科目の変更に伴う改正)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

##### 附 則 (転学科・科目等履修生・テキスト学習生名称、授業料等変更に伴う改正)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

##### 附 則 (カリキュラムの変更に伴う、授業区分・開講科目名・履修条件等の変更、自己点検・評価、授業料等変更、学生教育研究災害傷害保険料の改定に伴う改正)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則** (授業料等の変更・文字の訂正・開講科目名および単位数・履修条件等の変更に伴う改正)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則** (開講科目名及び単位数・履修条件等の変更に伴う改正)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (開講科目名等の変更に伴う改正)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (授業料等の変更・教育職員免許法の改正・その他現行規程の一部変更に伴う改正)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (在学期間延長の明文化、授業科目表等の整備等に伴う改正)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (総合科目系列別最低修得単位数の変更に伴う改正)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則** (開講科目名および単位数の変更等・司書教諭課程の新設に伴う改正)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (科目等履修生コース分け等の変更・授業科目名および単位数の変更等に伴う改正)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (学務委員会構成・事務組織名称変更・入学資格・成績評価・履修単位数の上限・卒業単位・卒業日の変更等に伴う改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (卒業要件の教科書授業の単位数・教科書配本方法・科目等履修生の在学期間手続きの変更に伴う改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (教養科目にかかる変更・通信教育課程編入学・学士入学規程変更・科目等履修生の入学資格変更・科目等履修生の学費変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (卒業に必要な教科書授業の必要最小単位数の廃止に伴う改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (委員会名称の変更に伴う改正)

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

**附 則** (事務組織変更等に伴う改正)

この規程は、平成21年7月1日より施行する。

**附 則** (授業科目名及び単位数の変更・科目等履修生の在学期間等の変更に伴う改正)

1 この規程は、平成22年4月1日より施行する。

2 科目等履修生に関する規定は平成22年度入学者より適用し、平成21年度までの入学者については従前のおりとする。

**附 則** (規程条文の整理等に伴う改正)

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

**附 則** (成績の評点及び評価の基準変更等に伴う改正)

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

**附 則** (成績の評価の表記変更等に伴う改正)

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

**附 則** (学校教育法改正に伴う改正)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(別表)

基礎科目 ( )はスクーリング授業科目単位

授 業 科 目		単 位 数
外国語	英語ⅠA	必2,(2)
	英語ⅠB	必2,(2)
	英語Ⅱ	必2,(2)
	英語コミュニケーション	選必(2)
	ドイツ語	選必(2)
	ドイツ語会話	選必(2)
	フランス語	選必(2)
	フランス語会話	選必(2)
	中国語	選必(2)
	中国語会話	選必(2)
情報処理	情報処理演習	選必(2)
	情報科学	選必2,(2)
身体運動	身体運動実習	必(1)
	身体運動論	必1

教養科目 ( )はスクーリング授業科目単位

授 業 科 目		単 位 数
A：地球市民 をめざして	宗教とは何か	選必2
	政治学	選必2
	経済学の世界	選必2
	世界経済	選必(2)
	法律とは何か	選必2
	日本国憲法	選必2,(2)
	ジェンダー論	選必(2)
	社会福祉学	選必(2)
	地理学	選必(2)
B：よき生を もとめて	心理学	選必2
	心と健康	選必(2)
	物理学が拓いた世界	選必(2)
	生命の科学	選必2
	化学の世界	選必2
C：知と感性 を磨く	人間生理学	選必2
	哲学	選必2,(2)
	歴史学	選必2
	数学	選必2
	文学	選必2
	世界の古典Ⅰ思想	選必(2)
	世界の古典Ⅱ文学	選必(2)
	英語圏の文化	選必(2)
	統計学	選必(2)
	音楽の歴史	選必(2)
	美術の歴史	選必(2)

学部共通科目 ( )はスクーリング授業科目単位

授 業 科 目	単 位 数
家政学概論	選必2
生活と児童	選必2
生活と食物	選必2
生活と被服	選必2
生活と住居	選必2
生活と経済	選必2
企業経営入門	選2
商品・サービス等の品質と安全性	選2

児童学科科目 ( )はスクーリング授業科目単位

授 業 科 目	単 位 数
児童学研究法	必(2)
児童学特講	選(2)
児童学演習	選(2)
発達心理学1	必2
発達心理学2	必2
青年心理学	選2
対人関係の発達	選(2)
人格発達論	選(2)
児童学習心理学	選(2)
児童臨床心理学	選2,(2)
発達教育論	必2
保育課程論	必2
保育内容総論	選(2)
乳幼児教育論	選2
視覚教育	選(2)
音楽実技	選(1)
音楽理論	選(1)
小児保健学1	必2
小児保健学2(精神保健を含む)	選(2)
小児栄養学	必2
母性保健	選2
こどもの造形1	選(2)
こどもの造形2	選3
こどもの造形3	選(2)
児童文学	必2,(2)
児童文学特論	選(2)
幼年文学	選(2)
児童文化論	選(2)
児童福祉	必2
子どもと環境	選(2)
社会病理	選(2)
卒業論文	選(6)
社会	選2
算数	選2
理科	選2
生活	選(2)
家庭	選2
体育	選(2)
児童学概論	選2
食物学概論	選2,(2)
衣生活学概論	選2
住居学概論	選2
家庭管理概論	選2
家族関係論	選2



食物学科科目

( ) はスクーリング授業科目単位

授 業 科 目	単 位 数
基礎化学Ⅰ	必2, (2)
基礎化学Ⅱ	選必2
基礎分析学	選必2
生理学Ⅰ	必2, (2)
生理学Ⅱ	選2
食品・栄養学基礎実験Ⅰ	必(1)
食品・栄養学基礎実験Ⅱ	必(1)
微生物学	必2
微生物学実験	選必(1)
食生活と環境	必2
食品学	必2
食品化学	必2
食品機能学	必2
食品加工及び貯蔵学Ⅰ	必2
食品加工及び貯蔵学Ⅱ	選2
食品衛生学Ⅰ	必2
食品衛生学Ⅱ	選2
食品学実験	選必(1)
調理学	必2
調理科学	必2
フードコーディネータ論	選2
調理学実習Ⅰ	必(1)
調理学実習Ⅱ	必(1)
調理科学実験	選必(1)
生化学Ⅰ	必2
生化学Ⅱ	選必2
栄養学Ⅰ	必2
栄養学Ⅱ	必2
健康と栄養学Ⅰ	必2
健康と栄養学Ⅱ	必2
臨床栄養学Ⅰ	選2
臨床栄養学Ⅱ	選2
食教育論	選(2)
基礎栄養学実習	選必(1)
応用栄養学実習	選必(1)
臨床栄養学実験	選必(1)
食糧経済	選2
家庭看護学	選2
社会・環境と健康	必2
健康科学と予防医学	選2
病理学	選2
解剖生理学	選2
運動生理学	選2
学校保健Ⅰ	選2
学校保健Ⅱ	選2
食物学特講Ⅰ	選(2)
食物学特講Ⅱ	選(2)
食物学特講Ⅲ	選(2)
卒業論文	選(4)
児童学概論	選2
食物学概論	選2, (2)
衣生活学概論	選2
住居学概論	選2
家庭管理概論	選2
家族関係論	選2
調理基礎	選1
調理基礎実習	選(1)
調理応用実習	選(1)
衣服実習Ⅰ	選(1)
衣服実習Ⅱ	選(1)
家庭電気・機械及び情報処理	選(2)

生活芸術学科科目

( ) はスクーリング授業科目単位

授 業 科 目	単 位 数
衣材科学	必2
衣材科学演習	選必(2)
衣造形学	必2
アパレルデザイン論	選(2)
衣造形実習Ⅰ	選(1)
衣造形実習Ⅱ	選(1)
衣造形実習Ⅲ	選(1)
衣造形実習Ⅳ	選(1)
衣環境学	必2
衣整理学	必2
衣整理学演習	選必(2)
服飾文化史Ⅰ	選必2
服飾文化史Ⅱ	選必2
服飾美学	選2
ユニバーサルデザイン論	選(2)
衣生活学特講Ⅰ	選(2)
衣生活学特講Ⅱ	選(2)
衣生活学特講Ⅲ	選(2)
生活デザイン論	必2
色彩環境論	選2
色彩学	必2
色彩学演習	選(2)
生活文化論	選2
造形芸術論	選(2)
消費生活論	選2, (2)
経済統計	選2
環境とエネルギー	選2
住生活学	必2
住宅地計画	選2
住居経済	選2
生活史	必2
住居史	選2
福祉環境論	選2
居住性能論	選2
住居環境学	必2
住居設備学	選2
住居設計学	必2
インテリア計画論	必2
建築意匠論	選2
力と形	選2
住宅リフォーム計画	選2
住居製図	選(1)
インテリアデザイン演習	選(2)
住居学特講Ⅰ	選(2)
住居学特講Ⅱ	選(2)
卒業論文	選(4)
児童学概論	選2
食物学概論	選2, (2)
衣生活学概論	選2
住居学概論	選2
家庭管理概論	選2
家族関係論	選2
調理基礎	選1
調理基礎実習	選(1)
調理応用実習	選(1)
衣服実習Ⅰ	選(1)
衣服実習Ⅱ	選(1)
家庭電気・機械及び情報処理	選(2)

軽井沢卒業セミナー科目 ( ) はスクーリング授業科目単位

授 業 科 目	単 位 数
軽井沢卒業セミナー	必(2)

司書教諭に関する科目 ( ) はスクーリング授業科目単位

授 業 科 目	単 位 数
学校経営と学校図書館	必2
学校図書館メディアの構成	必2
学習指導と学校図書館	必(2)
読書と豊かな人間性	必(2)
情報メディアの活用	必(2)

教職に関する科目 ( ) はスクーリング授業科目単位

授 業 科 目	単 位 数
教職基礎論 (幼小)	必2
教職基礎論 (中高)	必2
教育学概論	必2
教育史	選3
教育心理学	必2
青年心理学	選2
教育社会学	必2
教育課程論 (小)	必2
教育課程論 (中高)	必2
国語科教材研究	必(2)
社会科教材研究	必(2)
算数科教材研究	必(2)
理科教材研究	必(2)
生活科教材研究	必(2)
音楽科教材研究	必(2)
図工科教材研究	必(2)
家庭科教材研究	必(2)
体育科教材研究	必(2)
道德教育の研究 (小)	必2
道德教育の研究 (中)	必2
特別活動 (小)	必2
特別活動 (中高)	必2
教育工学	必2
保育課程論	必2
保育内容指導法 (健康)	必(2)
保育内容指導法 (人間関係)	必(2)
保育内容指導法 (環境)	必(2)
保育内容指導法 (言葉)	必(2)
保育内容指導法 (表現)	必(2)
保育内容総論	必(2)
発達教育論	必2
児童相談心理学	必2
学校カウンセリング基礎論	必2
発達心理学1	必2
発達心理学2	必2
保健科教育法I	必2
保健科教育法II	必2
保健科教育法III	選必2
保健科教育法IV	選必(2)
家庭科教育法I	必2
家庭科教育法II	必2
家庭科教育法III	選必2
家庭科教育法IV	選必(2)
生徒指導・相談	必(2)
教育実習 (幼)	必(5)
教育実習 (小)	必(5)
教育実習 (家庭) 中	必(5)
教育実習 (家庭) 高	必(5)
教育実習 (家庭) 高	必(3)
教育実習 (保健) 中	必(5)
教育実習 (保健) 高	必(5)
教育実習 (保健) 高	必(3)
教職実践演習 (幼稚園)	必(2)
教職実践演習 (小学校)	必(2)
教職実践演習 (中・高)	必(2)